

令和6年9月10日

事業主様

千葉県医業健康保険組合

### マイナンバーカードで受診するための留意点及び周知のお願いについて

平素より当組合の保険事業につきましては、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国から示されたマイナンバーカードと健康保険証の一体化の方針に基づき、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されることに伴い、当組合では、事業主様からの5日以内の各種届出提出のお願い及び届出の受付後、5日以内のオンライン資格確認等システムへ迅速な資格記録登録を完了したうえで、加入者の皆様にマイナンバーカードでの医療機関等への受診をお願いしております。

つきましては、被保険者等の皆様にさらなるマイナンバーカードの利用をお願いするにあたり、別添リーフレット（※）「マイナンバーカードで受診するための留意点」をご確認のうえ、新しく資格取得される方に事前にお渡しいただくことや、院内に掲示をしていただくなど、被保険者等への周知についてよろしくお願い申し上げます。

※リーフレットについては当組合HP (<https://www.igyoku-kenpo.jp>)からもダウンロード可能です

# マイナンバーカードで受診するための留意点

POINT  
01

マイナンバーカードで受診するためには、事前に資格記録の登録が必要です。

2023年4月以降、医療機関や薬局など（以下、「医療機関」という。）では、「オンライン資格確認」の導入が義務化されており、マイナンバーカードで診療を受ける患者については、診察前に医療保険の資格記録を確認します。

【資格記録の確認ができると保険診療（原則3割負担での診療）を受けることができます。】



※オンライン資格確認等システムとは、国民の資格記録を収録するためのシステムのことをいいます。

医療機関が患者の資格記録を確認するためには、事業所から届書※を受けた健保組合が、医療保険の資格記録をオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。

※届書とは、入社時や扶養家族を追加するときに届出する資格取得届、被扶養者届のことをいいます。（以下同様）



**【重要】**：マイナンバーカードで受診するためには、**事業所の届出**と**健保組合の登録**が必要です。  
【登録が完了するまではマイナンバーカードでの受診はできませんので、ご注意ください。】  
ご自身の記録の登録状況を確認する方法は、裏面のPOINT4を参照ください。

POINT  
02

事業所の届出と健保組合の登録は、法令で期限が定められています。

事業所からの届書は、加入者が資格取得するとき（事業所に入社するとき、扶養家族を追加するときなど）に必要となり、法令により、事実があった日（例えば入社日）から5日以内に健保組合に届出することが求められています。

なお、事業所から届書を受けた健保組合も、法令により、届書を受けた日から5日以内にオンライン資格確認等システムに資格記録を登録することが求められています。



事業所は届書を  
5日以内に届出



健保組合は資格記録を  
5日以内に登録



オンライン資格  
確認等システム

**【重要】**：当健保組合では、原則、事業所から届出があった日から**5日後**に資格記録を登録しています。  
【5日後に登録できない例外ケースは、裏面のPOINT3【重要】を参照ください。】



健康保険組合連合会

千葉県医業健康保険組合

## 届書には、マイナンバーの記載が必須です。

事業所が健保組合に届出する届書には、加入者様のマイナンバー、住民票に記載された氏名・生年月日・性別・住所の情報が、正確に記載されている必要があります。(健保組合が資格記録を登録するときにも、上記の情報が必要となります。)

(例) 資格取得届のマイナンバー記載欄

被保険者1	① 被保険者整理番号		② 氏名 (フリガナ) (姓) (名)	③ 生年月日 5.昭和 7.平成 9.令和	年 月 日	④ 種別		
	⑤ 取得区分 1.健保・厚年 3.共済出向 4.船保任継		⑥ 個人番号	⑦ 取得(該当)年月日 9.令和	年 月 日	⑧ 被扶養者 0.無 1.有		
	⑨ 報酬月額 ㉗(通貨) 円 ㉘(現物) 円		㉙(合計㉗+㉘) 円	⑩ 備考				
	⑪ 住民票住所	理由:						

**【重要】**：届書の情報が正確でない場合は、調査に時間を要することから、登録が遅延することがあります。正確な情報を速やかに事業所に提供いただきますようお願いします。



## マイナンバーの正確性の確認について

届書にマイナンバーを記載したあとは、法律(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)で、正しく記載されているか確認することが求められています。

被扶養者のマイナンバーは .. **被保険者** が確認してください。

被保険者のマイナンバーは .. **事業主** が確認してください。

届出するときは、マイナンバーに記載誤りがないか、ご確認いただきますようお願い致します。

## 加入者様ご自身の資格記録の登録状況は、マイナポータルで確認できます。

マイナンバーカードで受診できないことを防ぐために、**事前にマイナポータル※にアクセスして**、医療保険の資格情報画面に最新の情報が登録されていることを確認してください。

医療保険の資格情報画面が確認できれば、マイナンバーカードで受診する準備は完了です。



※マイナポータルとは、政府が運営するオンラインサービスのことをいいます。上記QRコードまたはweb、アプリからログインすることができます。